



Title	戰後日本的”脫帝國化”與台灣研究
Author(s)	川島, 真
Relation	中央研究院台灣史研究所主辦「台灣史研究新思維」研究会暨2005年林本源中華（主席 許雪姬. 評論人 周婉窈. 2005年12月8日. 中央研究院台灣史研究所）
Issue Date	2005-12-08
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11309">https://hdl.handle.net/2115/11309</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/">https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/</a>
Type	conference paper
File Information	academia_sinica_taiwan_200512_kawashima.pdf



戰後日本的“脫帝國化”與台灣研究

川島 真 [shin@juris.hokudai.ac.jp](mailto:shin@juris.hokudai.ac.jp)

日本北海道大學副教授 / 國立政治大學客座副教授

1. 日本的“脫帝國化”

(1) 問題意識<sup>1</sup>

從“帝國”到“國民國家”

以前，學者都討論日本的統治，或台灣的脫殖民地化。但是，日本的脫帝國化很少討論。

わたしはこの四、五年自分のテーマとして、日本人の台湾認識と日本人の台湾研究を考えてきたんですが…、なぜそういうことを考えるようになったかという、本来われわれの側から“日本による台湾統治”を整理しなくてはいけないのですが、われわれの先輩がそれをやってこなかったからなんです。ところが、日本人の方もこうしたことをあまりやっていない。両方から正しく位置づけあって、つき合わせるとかなり生産的なものがでてくるのではないかと思うのですが…。日本のアジア研究の関連学会はどうも総括や、過去の研究遺産(マイナスのプラスの双方がありうる)を整理位置づける共通の執念みたいなものがないようですね。…日本人の先学が中国や台湾をどう見ていたか、あるいはどう考え研究史どのように行動したかということの総括を、学界全体のレベルでシンポジウムなりを開いて、やってもいいのではないかと思うんです<sup>2</sup>。

日本的“帝國化”/台灣的殖民地化 有不少研究，台灣的“脫殖民地化”也有不少研究，為甚麼日本的“脫帝國化”的研究…。

1945年以後的台灣之“脫殖民地化”不像一般的“國民國家化”，中華民國“登陸”台灣，建設作為中國的一部分的台灣。這個過程裡頭，受歡迎的是跟中國的符號相符的語言，行業，行為等。比如，中醫比較容易拿到資格(容易繼承日本給予的資格)，但是西醫的話，手續和檢察不會簡單的。但是，“脫帝國化”的過程產生的一系列問題(戰後處理，賠償，“在日”外國人等)，目前還沒解決<sup>3</sup>…最近比較流行的“引揚”“補償”研究也可以說“脫帝國化”研究的一部分。但是，總體來說，日本的“脫帝國化”研究不夠多<sup>4</sup>。

脫帝國化：從近代帝國到國民國家

近代帝國：統合複數政治空間的統合型態

<sup>1</sup>若林正文「戰後日本と脱植民地化—研究展開のため序説(初稿)」(日華外交史/日台關係史研究論壇,2005年1月30日,於北海道大學)提出“脫帝國化”研究的重要性。報告人拜聽若林教授的報告之後,擁有這種問題意識。

<sup>2</sup>戴國輝·新島淳良「思想方法としての台湾」(『新日本文学』26(11)、6-18頁、1971年11月)

<sup>3</sup>木畑洋一「現代世界と帝国論」(『歴史学研究』776号、2003年)

<sup>4</sup>圍繞所謂的脫帝國化,脫殖民地化,已經有不少教科書: Raymond F. Betts, *Decolonization* (2<sup>nd</sup> ed.), Routledge, 2004. Muriel E. Chamberlain, *Decolonization* (2<sup>nd</sup> ed.) Blackwell Publishers, Oxford, 1999). 還有不少個案研究, 譬如 John Keay, *Last Post: The End Of Empire In The Far East*. John Murray, 1997. Prasenjit Duara *Perspectives from Now and Then (Rewriting Histories)*, Routledge, 2004. 但是大部分的個案研究都討論英國法國等歐洲國家的脫帝國化, 很少看到日本的脫帝國化的研究。

(基本上, 主權國家體系之下的國民國家之〈本國〉跟異民族的遠隔支配地方)  
脫殖民地: 拒絕帝國性, 收容國民國家性<sup>5</sup>

〈脫帝國化〉<sup>6</sup>

(近代帝國雖然否定國民國家的原理, 但是也可以說由國民國家體系形成的過程裡  
頭產生出來的. 作為近代帝國的後果的”殖民地”離開近代帝國時候, 又成為本來近  
代帝國否定的國民國家)

### 台灣的狀況

台灣的例子跟一般的”殖民地”不一樣. 台灣的脫殖民地化:

一方面作為中華民國的一省, 進行國民國家化(中國化, 中華民國化)

另一方面在台澎金馬的中華民國之國民國家化

台灣的脫殖民地化不是”作為一個台灣(國)的”國民國家化. 還是, 萬一中華民國的首都一  
直都在南京, 支配全中國的話, 1945 年以後的台灣之歷史可能有別的展開. 但是, 外來政權  
的中華民國, 理念上看台灣為一個省, 但是實際上跟建設國民國家的範圍一致. 這樣的狀  
況影響到日本的”脫帝國化”

戰後日本面對的是… 一方面是”統治過的台灣,” 另一方面是”打過戰爭的中華民國.”  
其實, 因為國共的對立, 日本面對的對象有三個(中華人民共和國, 中華民國和台灣<sup>7</sup>)

## (2)日本的“脫帝國化”之進行

若林正丈所提到的”脫帝國化”的局面

- 一 殖民帝國的政治/軍事上的解體
- 二 建立跟新興國家之間的外交關係
- 三 噴出”要克服在佔領地留下來的殖民地支配負面遺產之問題”

報告人的課題

從近代帝國到國民國家的過程裡頭, 具體來說有甚麼樣的調整…從國際行政的觀點來  
做研究.

- 這個問題, 不僅跟對台灣人的賠償問題和在日台灣人的法律上的地位等有關係, 而  
且跟台灣裡面的”中華民國的國民國家的建立”也有密切的關係.(比如: 日本時代的  
客種資格怎樣繼承? / 像中醫那樣的跟中國的關係密切的資格等, 是不是比較容易  
繼承或獲得 / 大陸人士在大陸裡面獲得的資格, 存的錢/年金/獲得的股票等怎樣  
繼承, 經濟貿易方面也怎樣對付? 對大陸的貿易變成國內貿易…

## (3)本報告的作業

檢討 1945 年 8 月 15 日以後的帝國議會, 47 年以後的新國會裡頭的議輪(到昭和 25 年), 找  
出那時候的”論點”

<sup>5</sup>山室信一「『国民帝国』論の射程」、山本有蔵『帝国の研究—原理・類型・関係—』名古屋大学出版会、2003 年)

<sup>6</sup>若林によれば、この定義は、駒込武による「脱帝国主義化」という概念にもとづく造語とのことである。駒込武「日本の植民地支配と近代—折り重なる暴力」(『トレイシーズ』別冊思想、第二号、2001 年)

<sup>7</sup>川島 真「日本人眼中的蒋介石: 以戦後日本外交文書為例的探討」(「蔣中正與近代中日關係國際學術研討會」報告原稿、2004 年 11 月 19-21 日、中央研究院近代史研究所、公刊予定)

●分析出來的論點和暫定的結論

- (1) 從多元和重層的帝國之制度移轉到平面性的國民國家制度(資格等)
- (2) 國民國家直接繼承帝國的制度(年金,預金等)
- (3) 把作為內地的台灣轉移為作為外國的”中華民國”(貿易,關稅,通信等)
- (4) 中華民國跟台灣之間的”斷層”

(1) 從多元和重層的帝國之制度移轉到平面性的國民國家制度(資格等)

**【植民地の檢察官、裁判官、弁護士などの資格の繼承問題】**

○檢察廳法案 第三十八條 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省参事官、領事官、朝鮮總督府検事、朝鮮總督府判事、台湾總督府法院檢察官、台湾總督府法院判官、関東法院檢察官、関東法院判官、南洋廳検事若しくは南洋廳判事の在職は、第十九條第一項第一号の規定の適用については、これを二級の検事の在職とみなす。

(92 - 衆 - 本会議 - 20 号(回) 昭和 22 年 03 月 18 日)

○政府委員(國宗榮君) 蒙疆にも全部こちらの判検事又は弁護士法による弁護士の資格を有する方が行つておられまして、現実に向うで以て、そういうふうな資格を有せられている方は一人もいないのであります。それから朝鮮は、昭和二十一年の法律第十一号によりまして救済規定ができております。台湾におきましては、台湾の裁判官並びに檢察官は、裁判所構成法の資格を有する者に限られております。弁護士も、弁護士法による弁護士の資格者に限られております。南洋におきましては、全部こちらの資格ある者が行つております。將來外地からの帰還者につきまして、今後かような救済方法を取る必要はないと、こういうふうと考えております。1 - 参 - 司法委員会 - 4 号 昭和 22 年 07 月 26 日

○兼子政府委員 次に第二の方策としては、裁判所法に規定せられております裁判官の任命資格に関する経過規定の改正でありまして、現在これに関する規定としては、裁判所法施行令の第八條ないし第十條及び第一回国会を通過成立した裁判所法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第一号)の附則第二項ないし第四項等がありまして、裁判所構成法による判事もしくは検事の在職、これらの職につく資格を有する者等の朝鮮、台湾、関東州、南洋廳及び満州國における裁判官の在職、これらの外地もしくは満州國における檢察官の在職または行政裁判所評定官、司法研究所指導官、司法書記官等の在職の年数は、これを裁判所法による判事、判事補、檢察官、司法研修所教官または法務府事務官——現在の法務廳は、別に法案を提出して法務府と改称いたしたいと思いますが——等の在職の年数とみなすこと等が定められておりますが、この際これらの規定をさらに拡張して、内地、朝鮮、台湾、満州國または蒙古等で實質上右に述べた諸官職と同様な法律的事務を取扱う職にあつた者についても、一定の条件のもとに、その在職年数をこれに算入することとし、なお、朝鮮、台湾及び関東州の弁護士の在職年数をも、弁護士法による弁護士の在職年数とみなすこととして、實質上十分なる知識と經驗とを有しながら、形式上の資格要件を欠くために、判事簡易裁判所判事、または判事補等となり得なかつた者に、それぞれその資格を與えて、これを十分に活用することが必要であり、かつ適當であると存するのであります。この法律案は、以上申しましたよな趣旨で立案提出いたしましたのでありまして、第一條は、判事補で裁判所法第四十二條第一項各号に掲げる判事補、簡易裁判所判事、檢察官または弁護士等の職の一または二以上にあつて、その年数を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、

判事補としての職権の制限を受けないものとし、またその属する地方裁判所の判事官会議の構成員となり、管内の簡易裁判官の職務を行う権限を有することを定め、第二條は、裁判所構成法による判事または検事たる資格を有する者が、同條に掲げる内地、朝鮮、台湾、満洲國及び蒙古連合自治政府等における各種の職にあつたときは、その在職年数は、裁判官の任命資格に関する裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事、判事補、検察官、法務府事務官または法務府教官の在職年数とみなすこととし、第三條は、弁護士たる資格を有する者が、朝鮮、台湾、関東州等の外地弁護士の職にあつたときは、裁判所法第四十一條ないし第四十四條の規定の適用については、その在職の年数は、これを弁護士の在職の年数とみなし、外地弁護士の在職年数、もしくは外地弁護士及び弁護士令による弁護士試補として実務修習を終え考試を経たものは司法修習生の修習を終えたものとみなされることを定め、さらに附則では、この法律の施行に必要な規定を設けたのでありまして、その第四條は、この法律の施行期日を定め、第五條は、第一條に定める判事補の裁判官、検察官または弁護士等としての経験年数の計算についての経過規定を定めたものでありまして、(兼子一＝法務調査意見長官(2 - 衆 - 司法委員会 - 30号 昭和23年06月12日)

### 【植民地から引揚げた医師・看護婦等の資格】

○説明員(久下勝次君)(前略) 終戦後樺太のみならず、朝鮮、台湾、満洲、或いは中國、南方諸地域に各種の医師制度がございまして、この方面から帰つて参ります医師、歯科医師につきまして、如何なる取扱をすべきかということにつきましては、私共といたしましても、慎重に考慮をいたした積りでございます。申すまでもなく、医師、歯科医師は人の生命に関する仕事をいたすものでありますので、この免許につきましても、極めて慎重に考える必要があると思うのでございます。樺太、朝鮮、台湾というような外地につきましては、実は終戦時までには内地の医師制度と異つた特別な医師制度が行われておりましたのでございます。その理由は、主として内地の医師、歯科医師の免許を持ちました者は、外地におきまして医療に従事するということが余り行われませんので、それぞれの外地におきましては、内地における医師、歯科医師よりも程度を下げました医師、歯科医師の制度を設けまして、そうしてその地の住民の医療を担当さしておりましたのでございます。朝鮮、台湾におきましては、これが段々人も殖えて、医師、歯科医師が殖えて参りまして、最近におきましては逐次にその資質の向上を図つておりましたのであります。樺太につきましては、全然内地と同じような医師制度が一方において布かれますと同時に、今申したようないわゆる現地開業医、開業の土地を限りまして、或いは開業の期限を限りまして医師、歯科医師の免許を與えておりましたのであります。これらの以上申上げたような外地或いは満洲その他の各地におきますその土地々々の医師制度につきましては、終戦後できる限りの調査もいたしまして、先ず第一にこの人々に対しまして、内地の医師免許を與える資格があるかどうかということにつきましては、十分慎重な考慮をいたしたつもりであります。そういたしまして、結局私共として制度として取上げたものは、先ず全般的に申しました場合は、いずれも先程から申したような趣旨でもあります関係上、内地の医師に比較いたしましては、全般的にその能力が低いということは争われない事実でございましたが、併しながら朝鮮、台湾及び満洲の開業の地域、或いは期間を限られない、いわゆる私共では現地開業と申しておりますが、現地開業にあらざる医師、歯科医師につきましては、特別な措置を以ちまして、簡便に内地の医師、歯科医師の免許を與え得る道を開きましたのであります。残つておりますのは、御質問になりました樺太の現地開業医、朝鮮、台湾、満洲、更に南方方面でやつておりました医師、歯科医師であります。これらはいずれも今申上げた一應簡易な方法で免許を與えますようにいたしました者と比較いたしまして、更にその程度が低いと考えられます。これにつきましては、現在の医師、歯科医師の制度から申しますと、どうしてもこのまま免許を與えるということにできない事情にあるのでございます。(1- 参 - 在外同胞引揚問題に關す… - 9号 昭和22年10月14日、久下は厚生官僚)

○浅岡信夫君 これは一つ委員会に宛てましての請願と申しましょうか陳情であります、勅令第四十二号医師国家試験の受験回数緩和に関する件であります、この三月に満州、朝鮮、台湾、樺太、そうした外地から帰つて来た人に国家試験を行うとありますが、それが二回しか行わない、あと二十七年までに一回行われるのであります。これでは到底外地から帰つて来たお医者さんが満足の生計を営むということではでき得ないということですので、こうした各位からの請願がどんどん出て来ると思いますし、又現在も出しおるのですか、それを一つ委員会がお取上げ下さつて、どうかこの回数をもつと増して貰いたい。そして外地で現に脈をとり、又非常に人を助けたというような点を内地にも及ぼして行きたい。それで国内的にも無医村、医者のない村というのが相当あるのでありますから、そうした点も重々御考慮頂いて、この委員会において是非この緩和に対しての手續、或いはその他に対して一段の御努力を願いたいと思うのであります。(6 - 参 - 在外同胞引揚問題に関する… - 2号 昭和24年11月01日)

○小杉イ子君 私もこの外地から来られた人の試験ということには非常に考えておるのでございますが、昔台湾の小学校で教授をしておりましたので、大変程度が低くないのでございます。それにも拘わらず台湾、朝鮮で、例えば産婆、看護婦の試験を取つた者も皆試験を受け直さなければならん、あれなどは非常にむごいような話だと思ひますが、実際においてそれだけ程度が低いのでございましょうか、どうぞございましょうか、それを伺いたいのであります。

○説明員(東龍太郎君) (前略)

それから小杉委員からお話の、台湾や朝鮮のそれが程度が低いかどうかというお尋ねであります、現在の医師、歯科医師、或いは看護婦等に対する資格を與えまする要求に対してそれらの土地におけるいわゆる限地医の免許証というものが該当していない、ただ現在日本においてそういうふうな資格を持つものは国家試験等による資格に限るといふことになつておりますので、それに合わない方に対して試験をするということであります。従つて程度が低いかどうかということは、それは個人によりますことで一概に申せんとは思ひますが、併しながら現在開業の場所を限られておることそれ自身がすでに普遍妥当性を欠いておることを前提としておりますので、この点につきましては程度の上と申しますよりも、その免許の本質がさよになつておりますので、止むを得ず改めて日本の法律に従つての試験を受けて貰う、若しくはその認定をするに足るような審査を受けるという制度になつておるのであります。(6 - 参 - 厚生委員会 - 4号 昭和24年11月16日)

○伊藤(憲)委員 提案者に伺ひますが、この興亜医学館一校の卒業生についてだけ、特別なこゝうはからいをするという理由。それからもう一つは、興亜医学館は一体どこに存在して、どういう性格を持つていたかということをお伺ひしたい。

○大石(武)委員 この興亜医学館というのは、東京の大森にあつた学校でございます。当時昭和十四年ごろ野方次郎という医師の代議士があつたそうであります。この医師が中心になつて、慶応義塾大学の医学部の教授、助教授、講師連中がせんせいとなつて、そして相当の卒業生を出しております。現在まで卒業生の数は、台湾人が百八十四が百八十四名、朝鮮人が百十五名、内地人が百八十四名、朝鮮人が百十五名、内地人が七十名という、これだけの数が出ておられて、その中の相当部分はすでに医者としての権利を得て、外地において医業を行い、なお帰つて参りましても、朝鮮、満州にいた人々は、特例によつて内地においても医業を営んでおります。台湾人と朝鮮人の方々は、すでにある程度の特例の許可を得て、終戦後も大部分の方は現地で医者をされておるといふ話を聞いております。ただわずかに残された日本人の数十名の者が、将来に希望を失つておるといふ現状であります。さらにもう一つの東洋医学院という、やはりこれは外地向けの医者という、やはりこ

れは外地向けの医者を養成した学校であります、われわれはこの法律に含めたいと存じております。その東洋医学院につきましては、法制局第一部長よりお話をしたいと思います。

○福原説明員 東洋医学院は、昭和十六年四月設立されて、同年ただちに学校として生徒を募集し、その学業を始めた学校であります、二十年八月閉校になつております。場所は本郷区春本町に所在してありまして、初め卒業年限が四年、そして後にこれは三年に改まりましたが、そのような内容で、しかも教授科目その他は相当充実したものであるのであります。この卒業生は大体二回ほど出たように聞いておるのでありますが、台湾人が六十五名、朝鮮人が二十名、内地人三十名ということになつております。

○伊藤(憲)委員 これは外地向けという表現をされておりますけれども、外地というのは終戦前までは日本の植民地であつて、この植民地政策、従つて侵略政策の一環として行われたのじやないかと思います。私は興亜医学館のそばに住んでおつたのでありますけれども、これは、普通の労働者の長屋をつぶしましてやつた学校で、おおよそ医学校となどというのとは縁の遠いチャチなものです。そういうものを医者にするということは、私は内容はよくわかりませんが、またワクチン禍でも起こすのではないかと思います。数が少ないので、ことに内地人に関して数の少ないことでもありますけれども、ほかにそういうものがあるのじやないでしょうか。これは内地で行われたのですけれども、満州でもこういつた学校がございまして、そしてこつちへ帰つて来まして、試験が受けられないで困つておるといふ事例はないのかどうか。特に二校だけに限るといふのは、気の毒という意味からですが、もう少しその点はつきししてもらいたいのです。なるべく反対したくないから言うのです。(6 - 衆 - 厚生委員会 - 11号 昭和24年12月01日)

## (2) 國民國家直接繼承帝國的制度(年金、預金等)

### 【在外預貯金の処理】

○政府委員(村上好君) 日本内地の記号、若しくは朝鮮とか台湾とかいう所で預けたものの記号を持つて行つて野戦郵便局に預けたものが六億八千万円その外にございますので、原簿ではつきりしておるものは三十八億六千万、総体ではそうなります。それで三十八億六千万がはつきりしておつて、蔭に潜在しておるであろうと見られるものが三十五億四千万あるのであります。合せて七十四億というような大きな軍事貯金がまだ残つておるだろうというふうを考えられます。その次に一般外地の郵便貯金について申し上げます。これもこの資料の前のページの二といたところでございます。地域別にいたしまして朝鮮、台湾、関東州、南洋、樺太、こういう地域の終戦時の現在高が十三億九千九百三十二万七千円、その後の預入が二億三千百何万、その後の拂戻が十億五千百万余り、差引現在高が五億七千六百万という数字を示しております。それで最近における預拂の状況を見ますと毎月四千万円から、最近は一億六千万円に減つております。本年度に入りまして二億三千五百余万円の拂出がございまして、かようにいたしまして現在の支拂状態を継続いたしますと、先づ一ヶ年前後で外地貯金は全部拂われるという見通しでございます。現在の拂戻の方針は、樺太、南洋群島の分に対しましては、昭和二十年九月三十日以前に預入したものは内地貯金同様に取扱つております。その他の地域で昭和二十年九月三十日以前に預入したものは一家族を通じ一ヶ月五百円以下の拂戻及び租税の支拂いに充てる拂戻の取扱をするという取扱の方法を採つております。(1 - 参 - 通信委員会 - 5号 昭和22年11月20日)

### 【外地での恩給・年金、共済組合などの取り扱い】

○説明員(都村新次郎君) 私外務省の都村でございます。一應それでは外務省といたしまして処理しております状況を先づ御説明申し上げたいと思います。終戦後朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島、こゝにありました外地に關する残務整理の事務は外務省の官制、それから先般の外務省設備法によりまして外務省が主管官廳となつてこの事務を行なつておるわけでありまして、恩給事務につきましては、それで外務省の中にございます各

外地の残務整理事務所と、それから外務省の人事課の恩給係とがこの事務を伺つておるわけでございます、特に人事課の恩給係におきましてはこれを統一的に調整しますし、恩給局への申達の事務を行なつております。それで外地関係の職員の恩給事務を大別いたしますと、新規の恩給とそれから会計の恩給との二つの事務に大別されます。この新規恩給と申しますのは外地官廳が終戦によりまして廃止されました結果、自然退官になつた者、或いは現地で死亡した者、こういった方々の新規請求に係る恩給事務でありまして、これが総計約六万五千件に及んでおります。そして現在まで処理が済んでおります件数が三万一千件に達しております。それから会計恩給と申しますのは、すでに朝鮮、台湾等の外地の長官が発行いたしました恩給証書を書替えまして、そしてこれを恩給局に申達する事務でございます。これが件数といたしましては約三万七千件でございます、現在までの処理件数は一万七千件でございます。(5 - 参 - 在外同胞引揚問題に關す… - 閉2号 昭和24年09月02日)

○浅岡信夫君 局長にこれは御要請して置きたいと思うのですが、この前の委員会におきまして、とにかく恩給という問題に対して三万七千円今度処理されることになりましたことは、非常に喜ばしいことであるが、私共が各地に講演に行つたり、或いは座談会なんかもあり、殊に台湾或いは朝鮮地区から引揚げられるそうした未亡人、或いは遺児を抱えた老人なんかの話を聞きますと、とにかくこの恩給の問題に關して言及されますと、非常に國家として、或いは政府として、もう我々は捨てられておるといふようなことですね。(5 - 参 - 在外同胞引揚問題に關す… - 閉3号 昭和24年09月06日)

○安田政府委員 終戦後廃止になりました官業の共済組合で海軍共済組合以外のものは、陸軍共済組合、製鉄所共済組合、台湾總督府鉄道職員共済組合、台湾總督府通信局及び通信官署職員共済組合、台湾總督府営林共済組合、台湾總督府専売局現業員共済組合、台湾警察共済組合、朝鮮總督府鉄道局現業員共済組合、朝鮮總督府逓信官署現業員共済組合、朝鮮總督府専売局現業員共済組合、朝鮮警察共済組合、関東庁逓信官署職員共済組合、関東庁警察共済組合、樺太庁鉄道及び郵便局現業員共済組合、以上でございます。この中には年金制度のないものもございますので、現在のところ年金者についての所要額は、従来の規定によりまして千三百八十四万円ばかり、増額後の年金額が三億六千八百四十四万五千円ばかり、これが大体民間では三千七百円ベースだと思ひます。ちよつとお断りしておきますが、実は終戦後海軍の共済組合が解散になりまして、そのあとが共済協会という公益法人になつております。共済組合といたしましては、所管は大蔵省の所管でございますが、ただそういう関係で解散になりまして公益法人になりましたので、これが厚生省の所管であるということで厚生省に参つておるわけでありまして、私どもといたしましては、今大臣の御答弁のように、旧海軍共済組合は現存共済協会となつておるわけでありまして、その公益法人の主管大臣として内容はなるほどごもつともではあるし、平素お世話をしておりますので、ひとつできるだけ大蔵省において、今申されたような立法的措置、財政的措置をとつてもらいたい、こういうふうをお願いしておるわけでありまして、主管は大蔵省の方にありますから、大蔵省においてこの法律に手を着けるといたしますと、今申しましたような外地関係などはもう少しはつきりさせてもらいたい。こういう意向ではないかと思つております。(7 - 衆 - 厚生委員会 - 5号 昭和25年02月15日)

#### 【植民地で登記された有価証券の取り扱い】

○大蔵事務官(前野直定君)(前略) それからもう一点は、例の内地の会社の有価証券類で現物が内地にある、ところが持つておりました株主は、支那とか或いは朝鮮、台湾、満州などにいた、従つて会社の株主名簿でもその株主の住所が外地になつておる。ところが終戦後になりまして、その人が内地へ引揚げて来て、もう純然たる内地居住者になつておるにも拘らず、株主名簿の面上におきまして住所が外地になつておるために、その証券の売買移動等ができなかつたというケースがあるのですが、これにつきましては関係方面とも話をいたしまして、

その株主名簿上の住所を内地に変更していいということに話がつきまして、それについては近日そういうような処置をいたしたいと思っております。従つてこれにつきましては、内地に前から居住しておつた者が内地の株券を持つておつたものと同様な取扱いになる、こういうように期待してよいのじやないかと思うのです。それからもう一点は、外地で内地にあります会社の株式なんかを、例えば焼かれたり、没収されたり、盗難に会つたりしてなくなつて帰つて来ておる方が大分あるわけでありまして、これにつきましては、会社の株主名簿で見ますと、何の誰それという者は何会社の株主であるということにはつきり載つておりますから、これは証明がつくわけでありまして、従来よくそういう方が裁判所へ除権判決の申入れをなしまして、裁判所の方では除権判決の確定をして、それに基づいて会社の方へ株券の再発行を申入れるという傾向が大分あつたのですが、これにつきましては再発行できるかどうかという点で、いろいろ疑義がありまして、裁判所の方では、これはできるのだというような話でありましたのですが、それを再発行した場合には有價証券の輸入と同じ結果になるので、取り扱いとしてどうかしらという疑念がありまして、その点交渉を続けておつたのですが、それにつきましてはやはりそういう除権判決自体はできないのだ。従つて外地において喪失或いは盗難、火災により焼却とかというようなことでなくなつた有價証券については、現在の段階としてはこちらで再発行できないというようなことに話が大体つきました。大体今のところ話の具体的に決まつておりますものは以上のような問題であります。(2 - 参 - 在外同胞引揚問題に關す… - 閉1号 昭和23年08月27日)

### (3) 把作爲内地的台灣轉移爲作爲外國的”中華民國”(貿易,關稅,通信等)

#### 【國際貿易港指定の調整—帝国内貿易から國際貿易へ】

○後藤政府委員 (前略)外國貿易港といたしましては、従来横浜、神戸あるいは名古屋、大阪というような大きなものもありまして、これはアメリカ航路あるいはヨーロッパを目標にしたものでありますが、非常に取扱数の多かつたところの台湾、朝鮮というものが外國貿易にはいりましたために、外國貿易港というものの考え方をかえねばならないということがあるのであります。そういうことに対するあらゆる整備をあらためてやり直さねばならないという事態に立ち至つておるのであります。(2 - 衆 - 運輸及び交通委員会 - 2号 昭和23年01月30日、後藤憲一=運輸技官)

#### 【關稅そのほか貿易關連の稅金の取り扱い】

○中野政府委員 ただいま議題となりました關稅法の一部を改正する等の法律案について、提案の理由を御説明いたします。(中略)次に朝鮮、台湾等は密貿易取締り及び稅關統計作成上の見地から、關稅法の手続面では現在も外國とみなされているのでありますが、關係方面の意見も一致しましたので、当分の間これを關稅法上全面的に外國とみなし、あわせて關稅定率法、噸稅法上も同様外國とみなして、これらの地域をわが國關稅法規まつたく外國と同様の取扱いをしようとするのであります。(5 - 衆 - 大藏委員会 - 25号 昭和24年05月06日)

○政府委員(伊藤八郎君) 大体において戦時中は殆んど輸出入の積出し船もありませんのと、それから終戦になりまして逐次いろいろな物價が昂騰して参りましたけれども、今度この法案を御審議願ひまして初めて朝鮮、台湾いわゆる旧外地に往復する船も外國貿易船に認められる關係になりますので、従来は朝鮮、台湾を往復する船は法律に關係しませんので、噸稅を掛けるわけには行かないのであります。かたがた關係方面との關係もありまして、いわゆるチャーター船その他にも噸稅を余り掛けることが実は円滑に行かなかつたために、今まで改正しなかつたのであります。今回いろいろの方面と交渉しました結果、台湾、朝鮮を關稅上外國扱いにすることも御了解を得、又チャーター船等日本側が運営する船については噸稅を掛けることも支障なしと

いうことに見極めが付きましたので、この面を改めて御審議を願う次第であります。

○政府委員(伊藤八郎君) これは総司令部からの指令の多分九百九十六号かなんかによつて、終戦直後に指令がありまして、朝鮮、台湾等からの密輸入を取締れという指令がありました。それによりまして、止むを得ず朝鮮、台湾等から輸出入する荷物については、税関に申告をすることを義務付けたのであります。併しながらこれを課税面、外国より輸入する面には、別表により関税を課すというのがあります。その條項を除けまして、手続だけについて外国扱いにしたのであります。今回朝鮮、台湾等に輸出する品物について物品税、消費税を免税しろという指図があつてのであります。でありますから、輸出する際に消費税を免税するならば、向うから入れる場合には関税を課せなければ話が合わないというふうに持つて行きまして、幸い御了解を得ましたので、今度は課税する面をも入れて、全面的にこういうようにするのだということを書いたのであります。(5 - 参 - 大蔵委員会 - 23号 昭和 24年 05月 07日)

### 【国際通信をめぐる新たな調整事項】

○政府委員(西村熊雄君) 日本の負担します分担金につきましては、只今仰せになりましたように、マドリッド條約では六等六階級あつたのが、この新條約では八階級になつております。マドリッド條約では日本本土につきましては一等で二十五單位、樺太については六等で三單位、朝鮮については四等で十單位、関東州については六等で三單位、台湾については六等で三單位、南洋群島については六等で三單位、本土が二十五單位、外地関係が合計二十二單位になります。そういう率で負担することになつております。この新條約ではどうなるかという点になりますが、この電気通信連合條約では分担金の等級範囲はその條約ごとに変りまして、その定めた制度で次の改正條約が締結されるまではこれで行くという制度になります。国際電気通信條約(マドリッド條約)3 - 参 - 外務・通信委員会連合審… - 1号 昭和 23年 11月 12日

○江崎(一)委員 今のお答えは、二級通信士はなぜ国際通信がやれないかということに対する御回答としては、私不十分なんです、まあそれくらいにしておきます。それでは二級通信士が国際通信ができぬということになりますと、相当数の二級通信士が船から降りなければならぬという事態が起ると思ひますが、現在の二級通信士が、この法律によつて下船を余儀なくされる者が、どれくらいあるだろうか。それがわかつたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○網島政府委員 私の申し上げておりますのは、三級通信士が全然国際通信をやつてはいかんとか、できないということをお願いしたわけではないのでありまして、二級通信士が独立してと申しますか、一級通信士が全然おられない場所において、国際通信を裁量して行くということは、現在の二級通信士の資格の問題からむりであるということをお願いした次第であります。第二のお尋ねの件でございますが、現在におきましてもいわゆる国際通信——戦争によりましてわが国の領土と申しますか、行政区域がかわりましたが、戦争前の行政区域におきまして、わが国に属していない区域のいわゆる昔の国際通信は、やはり全部裁量は一級通信士でなければできないのであります。ただ問題になりますのは、戦争後にかわつた部分がございます。具体的に申し上げますならば、台湾でありますとか、朝鮮でありますとか、千島でありますとか、そういう部分でございますが、この区域におきましては、従来二級通信士がやつておつたのであります。この区域に関しましては、現在すでにわが国の行政区域から離れておりまして、外国の政府の意図によつて、どういふ通信方法がとられるかということができるわけあります。従いましていつ何時純然たる国際通信にかわつて来るか心わからない。そういうふうに見えるので、今の二級通信士の資格では、むりであろうと考えておる次第でございます。(7 - 衆 - 電気通信委員会 - 8号 昭和 25年 02月 24日)

#### (4) 中華民國跟台灣之間的“斷層”

##### 【日本在住の台湾人の法的地位の問題】

○國務大臣(植原悦二郎君)(前略)朝鮮臺灣其の他三國人のことについての御話がありましたが、現在朝鮮人は約六十萬、臺灣人は約一萬三千人程居ります、是等の歸還に關することは、厚生大臣の所管でございますから、厚生大臣から御答へして然るべきだと思います、私として御答へ致しますのは、内務省の所管として、是等の不法行爲に對する主として取締に付ての御尋だと了解して居ります、是等の六十萬人の朝鮮人、一萬三千人の臺灣人の中には、善良なる者も居ります、併し其の或者は多數集團して物資保管倉庫を襲ふとか、或は隱匿物資の摘發なりと稱して恐喝するとか、官公署又は物資配給所に對して聯合軍の名を藉りて莫大の配給物資を騙取するとか、或は又集團の威力を以て鐵道不正乗車を爲し、客車の一部を不法占領して、主食等の大量買付けを爲す等の行爲に出づる者が相當に上つて居ります、是等の惡質行爲の放任は國內治安の上から見ましても寒心に堪へないので、之に對して警察取締を強化致して居ります、又全國に互る鐵道關係の取締も引續き之を實行し、警察官を列車に乗り込ませて車内秩序の維持、列車利用に依る集團買出の取締等を目標に、嚴重なる取締を勵行し、相當の効果を収めて居るのであります、臺灣及び朝鮮人と雖も日本人同様一切の日本法令に従ふ義務があり、其の法令適用に付きましては何等の例外を認めて居らないのであります、此の法令遵守の義務を強制し、之に罰則を科する取締並に裁判權は、客年二月十九日附聯合軍總司令部より日本政府宛裁判管轄權の行使と題する覺書に依り、完全なる權限が我が方に認められて居るのであります、日本政府は朝鮮及び臺灣人に對しまして、法と秩序を維持する責任と義務とを固より感ずるのであります、従ひまして、主食販賣等に對しましても警察取締は、朝鮮人たると日本人たると問ふことなく、本月七日より一層嚴重な取締を實施して居るので、相當の効果を擧げ得ることと申して居ります、(貴 - 本會議 - 5 号(回) 昭和 22 年 02 月 18 日)

○政府委員(鈴木俊一君)(前略)それから二十一條の「戸籍法の適用を受けない者」と申しますと、是は主として朝鮮人、臺灣人を指稱致します、其の外に樺太土人等も入ります、尚朝鮮人、臺灣人でも、内地の戸籍に入夫、婚姻、其の他に依つて入籍して居る者は入りませぬが、それ以外の一般の朝鮮人、臺灣人は戸籍法の適用を受けないと云ふことになり、それ等のものに對する選舉權、被選舉權を停止すると云ふ規定であります(92 - 貴 - 地方自治法案特… - 2 号(回) 昭和 22 年 03 月 24 日、鈴木俊一、内閣參事官(内務官僚)、後の東京都知事

○花村委員 國または公共團體とそうしてこの費用負担者の方の側すなわち損害を被らしめた方の側の内部的都合、内部的の便宜、内部的の關係を簡易に処置するというような觀念からして、損害を受けた権利者の請求權にかような制限を付することは、これは私は理論の上から申しましても、また保護の趣旨から申しましても、妥當なものではないのではないかと考えるのであります、この点はその程度にいたしまして、さらに進みまして第六條に「この法律は、外國人が被害者である場合には、」云々と、こう規定してありますが、この外國人の中には朝鮮並びに台湾の人がはいるかはいらぬか、それをお尋ねいたします。

○奥野政府委員 その点は朝鮮及び台湾の人の國籍の問題は現在のところ未確定でありまして、やはりこれは講和條約等によつて明確になるまでは外國人であるというふうに申し上げかねるのではないかと申して居ります。(1 - 衆 - 司法委員會 - 4 号 昭和 22 年 07 月 16 日、國家賠償法案に關する審議)

○野木政府委員 台湾人につきましては、支那側の總督官憲から発行しました證明書を持つて居る者については

裁判権が及びませんので、従つて刑事訴訟法も適用がないということになるわけであります。(刑事訴訟法をめぐる審議。連合国人は適用外。)

衆 - 司法委員会 - 46号 昭和23年06月30日、法務廳事務官 野木 新一君)

○青木國務大臣 先ほど野坂委員から御質問がございました点であります、外國人の財産取得に関する政令についての問題でありまして、この政令は一月十四日付のスキヤツプの覚書に基いて、制定をいたしましたのでございます。覚書は非日本人という問題であります。この非日本人の財産取得を認可事項とせよということの指令でありまして、この非日本人の概念が問題になつたのであります。そこでまず外國人が非日本人であるということは、これはもうだれも疑う余地はございませんが、問題は朝鮮人と台湾人、ことに華僑でございます。どうふうにかえるかといえば、國際法上は対日平和條約の締結を持つて確定せられるべきものであります、外國の國籍を新たに取得するか、それに準ずる意思表示をした者のほかは、大体法律上日本人と同様に取扱うことになつております。従つてその政令におきましては、終戦の際——二十年の九月の二日でございますが、この終戦の際、日本の國籍を有していた者で、その後も引續いて日本の國內に居住している者は、一般日本人と同様の地位に置く。ただ同日以後、外國の國籍を取得するか、または連合軍最高司令官の任命、もしくは承認した外國使節團の発行する登録證明書といひますか、この登録證明書の交付を受けた者は、推定外國人として一般外國人と同様の地位に置くこととしております。そこでこの政令の第二條第一項は、以上申し上げたような趣旨をもつて規定されておりますものでありまして、一般華僑及び中國使節團より登録證明書を受けた台湾人は、外國人として取扱われておるし、右の證明書を受けていない者は、一般日本人と大体同様に取扱われるのであります。以上の趣旨によりまして、先ほど御意見のございました華僑につきましては、約三万人ぐらひでありまして、目下事実上華僑がこの政令によつてなるべく迷惑をいたさないやうにという方法を、ただいま考案中でございます。その結論が出ましたら御報告いたします。(5 - 衆 - 外務委員会 - 7号 昭和24年04月20日、青木孝義 經濟安定本部総務長官)

○荻田委員 その入つて来ている麻薬の種類を見ると、大体中国とかあるいは朝鮮から入つて来るものが多いというようなお話であつたのですが、そういう不正所持に関係している人たちの中には、日本人以外に朝鮮人、中国人というような人がいるわけですか。

○里見説明員 台湾人、朝鮮人、中国人、そういうものが入つております。そうして台湾人と中国人は軍事裁判の方にまわります。朝鮮人だけが日本の裁判の方にまわる。申し上げました数字の中には中国人と台湾人は入つておりません。今まで向うのCIDと協力してやりました事件には、相当たくさんの人があるのですが、これは令部連合軍の軍事裁判によつて処理されておりますので、私どもの持つている資料には入つておりません。(7 - 衆 - 厚生委員会 - 12号 昭和25年03月13日)

## 2. 戦後的日本學術的”脱帝國化”

戦後日本學界爲甚麼不能面對自己的”脱帝國化”

◆三谷太一郎<前言><sup>8</sup>

戦後日本的”非軍事化”被認爲”脱殖民地化’之同義

本來非軍事化跟脱殖民地化是不一樣的事情，但是戦後日本的”進步知識人”認定”

非軍事化”與”非殖民地化”爲同一樣的事情，所以他們長氣忽略殖民地化的問題，還

<sup>8</sup>三谷太一郎編《岩波講座 近代日本と植民地8 アアの冷戦と脱植民地化》(岩波書店、1993年)

是,他們認為”脫殖民地化”本身也算是別的國家的事情,所以沒有機會接受作為自己的問題之”脫殖民地化”問題。

戰後日本討論過不少”殖民地化”方面的事情,但是很難看到省思”脫殖民地化”的研究。這樣的狀況給日本的戰後之國民意識的影響決不少<sup>9</sup>」

◆池田敏雄

為甚麼戰後日本的台灣研究跟戰前有斷裂,還那麼低調?可能有不少原因。第一個原因可能是日本不能放棄自己對台灣的優越感。…(略)提 228 事件的例子…(略)日本人認為,因為日本的統治比國民黨的好,所以發生 228 事件。這樣日本人的台灣認識再對自己比較有利的傾向上面,其影響到對自己向殖民地支配責任的曖昧化<sup>10</sup>。

◆川島真<sup>11</sup>。

雖然 1940-60 年代的日本也有台灣研究,因為不少從台灣回來的學者局續進行台灣研究(人類學,民族學,建築學等),但是他們都不是學界的主流。一般的左派”知識人”都忘卻台灣。1970 年左右,因為有”中日國交正常化”的影響,一些學者開始主張台灣研究的重要性,但是他們把台灣研究放在中國研究的一部分)<sup>12</sup>

◆戴國輝<sup>13</sup>

跟台灣一樣,被日本帝國主義統治的朝鮮之研究狀況跟台灣的有所不同。不論政治的立場,已經開始從戰後的研究空白脫出。不少學者開始朝鮮研究,“從戰前以來作研究的人們先需要自我批判,戰後開始研究的人員需要不斷地鬥爭日本的歪曲之朝鮮觀<sup>14</sup>”比朝鮮史的情況來說,台灣研究的”空白”延引到將來,戰前派不僅沒有自我批判,而且沒有討論台灣研究的定位問題。目前的日本學會裡頭,很難找到年輕的日本學者批判戰前的台灣研究,用新的姿勢把自己的清熱投入給台灣研究(作為中國研究的一部分也可以)之年經學者也沒有出現。

再考戰後日本的台灣研究<sup>15</sup>

戴國輝等 台灣近現代史研究會《台灣近現代史研究》

(若林,春山明哲,栗原純等人參加,後藤新平研究/霧社事件研究等)

日本有代表性的台灣(史)的學者都 1970 年代開始發表論文。常常說他們是戰後日本的台灣研究的開拓者,還是當時在日本唸書的台灣學生或研究人員向他們的影響很大。

<sup>9</sup> 三谷太一郎<まえがき>(三谷太一郎編《岩波講座 近代日本と植民地8 アジアの冷戦と脱植民地化》岩波書店、1993 年)

<sup>10</sup> 幼方直吉<台灣研究 問題提起>(尾崎秀樹、池田敏雄などが参加した戴国輝の論文に対する座談会記録) (《アジア経済》11(6)、65-75 頁、1970 年 6 月)

<sup>11</sup> 川島真<戦後日本の台湾史研究—政治史・経済史を中心に>(2005 年台日国際学術研討会「日本之台湾研究」報告原稿、司会・檜山幸夫、評論人:栗原純、2005 年 10 月 29-30 日、台湾国家図書館、公刊予定)

<sup>12</sup> 對報告人的報告,評論人(栗原純教授提供非常寶貴的意見,特別有關是 1950-70 年代日本的台灣研究的定位和動態,栗原教授介紹文件資料上看不到的當時的意思心態和氣氛等。

<sup>13</sup> 戴國輝<台灣>(《アジア研究》100 號,1969 年 6 月),戴國輝<日本人による台灣研究-台灣舊慣調査について>(《季刊 東亞》4 集,1968 年 8 月)。

<sup>14</sup> 旗田巍編《シンポジウム 日本と朝鮮》(勁草書房,1969 年)

<sup>15</sup> 可參考 石田浩<戦後日本における台湾研究について—日台交流の深化に向けて—>(《台湾史研究》16 号、1998 年 10 月)

## 1945-50年代以前の日本の台湾研究之状況

### (1) 日本の脱帝國化

### (2) 1940-50年代初期的台湾研究

井出季和太 向山寛夫<sup>16</sup>

東西交渉史(岩生成一<sup>17</sup>/中村孝志)

人類學 民族學(宮本延人/ 金關丈夫 / 國分直一)<sup>18</sup>

建築學(千千岩助太郎) …他們的研究也被批判

### (3) 日本戰後知識人與脱帝國化

贖罪感=親中國共產黨=反美=反帝國主義=反越南戰爭

中華民國(國民黨)是”反動”

無可視化的台灣

山邊健太郎《台灣》(現代史史料, Misuzu, 1971年) …

### (4) 戰後初期台湾研究對日本台湾統治的評估

岩生成一<世界史上的台灣>(《日本歷史》19, 1949年9月)

中村孝志<台灣史概要(近代)>(《民族學研究》18-1.2, 1954年3月)

台湾總督樺山資紀は李經芳との台湾接受の手續きをなし、明治28年6月を以て、施政を開始した。はじめ数年、台湾は日本にとっては厄介な存在であったが、爾後日本の統治はゲリラ(土匪)の徹底的肅清招降による治安の恢復をはかることによって社会の平和をきたし、衛生施設の改良による悪疫の減少、交通の発達、産業の奨励は産物を飛躍的に増加し、教育制度は整い理蕃事業は進展して、少く共表面的には美麗島の称の如くになしとげた。台湾領有10年にして竹越与三郎は諸外国環境の中にあつた日本植民政策の成功を謳歌したが、実に明治40年頃までに台湾の資本主義化のため土地、度量衡、貨幣等の諸制度は改正されその成果は目覚ましいものがあつた。しかもかかる道標に於て所謂階級闘争、民族解放運動を既に早くから屢々前景に押し出している—63法撤廃運動、参政権要求、台湾議會設置請願運動新民会、文化協会、農民組合、労働組合の結成、その他多くの武装蜂起事件等—。これらに対してとられた日本の植民政策は同化主義—皇民化運動—であり、母国延長主義であつた。台湾における日本統治50年の歴史の功罪は果して如何。これに対する公平正当な評価、解答は今後の究明に俟つべく、更に少く時間を要する問題であろうし、かたがた本稿では枚数の問題もあり、遺憾ながら別の機会に譲らねばならない。(1951. 3稿)

## 4. 亞細亞經濟研究所の創立與1960年代的台湾研究

### (1) 亞細亞經濟研究所の創立

1960年 亞細亞經濟研究所法(1958年曾經成立財團法人)

設立的目的

1958年の參議院 高碕達之助通産大臣的發言

*アジア産業經濟の調査及び海外投資のための基礎調査を徹底的に行うため、近く発足するアジア經*

<sup>16</sup> 向山回顧自己的台灣時代，就說她曾是個”馬克思少年”。石井明<向山寛夫先生の訃報に接して>(《アジア研究》51-3, 2005年7月)

<sup>17</sup> 金井圓(編)<岩生成一先生略年譜及び著者論文目録>(《日蘭学会会誌》13/1, 1988年10月, 113-124頁)

<sup>18</sup> 參照日本順益台灣原住民研究會編《台灣原住民研究概覽 日本からの視点》(風響社, 2001年)

済研究所の組織機能の拡充強化をはかる方針であります<sup>19</sup>。

1960年3月2日 池田勇人 通産大臣發言

ところで、最近における貿易自由化の傾向と特に欧州に顕著な地域化の動向の下にあってわが国の貿易を拡大するためには、低開発地域、ことにわが国と地理的にも歴史的にも関係の深いアジア諸地域の経済開発への協力を促進することによって、これらの地域との経済交流の拡大をはかることが特に必要であります。このためには低開発地域の経済、なかならずアジア地域の経済に関する十分な判断資料が不可欠であります。しかるにわが国におきましては、これら地域の経済に関して適切な判断を下すための基礎的かつ総合的な研究資料は整備されておらず、そのため、アジア地域に対する貿易の拡大あるいは経済協力の促進にあたっては、従来から幾多の不便を感じておりました。かかる情勢にかんがみ、とりあえず、財界、学界等各界からの要望に基づいて、一昨年十二月十九日財団法人としてアジア経済研究所を発足させ、同研究所に対して補助金委託費を交付し、調査研究の業務を実施させて参りました。今回、わが国におけるアジア経済研究の中心機関として長期的調査研究体制を確立し、その内容を拡充強化するため、同研究所を発展的に解消して政府が強力に援助する体制を整えるとともに、民間の出資をも認め、政府の監督する特殊法人とすることといたしました<sup>20</sup>。

世本武治 Sasamoto 研究班的形成

〈戦後台湾経済的發展〉(《亞細亞經濟》4-7,1963年8月)

その成長速度は東南アジア諸国のなかでめだつた存在である。この経済成長が日本の植民治下においてすでにかなり高度化していた経済発展への蓄積をふまえて行われた、積極的な経済建設計画の遂行によって具体化したものの、「アメリカの手厚い援助と指導のもとで行われたこと、おそらくこの援助なしには今日みられるような経済発展は実現できなかったであろうことも疑いない」とし、米援の重要性を強調する。問題点としては、まず軍事経済を挙げ、「その巨大な規模と非生産的な本来の性格のゆえに、経済発展に対する重圧に転化しつつある」とし、またアメリカへの政治的経済的傾斜を挙げ、米援への依存が「台湾経済における市場の硬直性を招来し、市場の限界をつくり出す要因に転化する可能性もまた少なくない」と述べている。

(2)台湾人研究人員或留學生的研究

- |       |  |
|-------|--|
| 1962年 | 史明『台湾人四百年史：秘められた植民地解放の一断面』(新泉社、1962年)  |
| 1964年 | 王育徳『台湾：苦悶するその歴史』(弘文堂、1964年)  |
| 1965年 | 許世楷「台湾事件(1871-1874年)」(『国際政治』64(2・28)、38-52頁、1965年4月)<br>王崧興「台湾 Siraya 族の社会組織」(『民族学研究』29(2)、168-172頁、1964年10月)  |
| 1966年 | 黄昭堂「台湾民主国建立の背景」(『アジア研究』13(1)、63-81頁、1966年9月)   |
| 1967年 | 戴天昭「米中会談と台湾」(『季刊国際政治』(32)、72-87頁、1967年6月)  |
| 1968年 | 許世楷「台湾統治確立過程における抗日運動(1895-1902年)-1-」(『國家學會雜誌』81(5・6)、79-127頁、1968年10月)・「台湾統治確立過程における抗日運動(1895-1902年)-2-」(『國家學會雜誌』81(3・4)、45-116頁、1968年9月)・「台湾統治確立過程における抗日運動(1895-1902年)-3完-」(『國家學會雜誌』81(7・8)、95-139頁、1968年12月) |

(3)越南戦争的影響

<sup>19</sup> 1958年10月17日、参議院商工委員会議事録第二号

<sup>20</sup> 1960年3月2日、参議院商工委員会議事録 第11号参照。

左派的”進歩的知識人”面對越南戰爭，爲了透過日本近代研究，反對帝國主義，越南戰爭。學者們才發現台灣。

淺田喬二《日本帝國主義與舊殖民地地主制》(御茶之水書房,1968年)

(4)克服矢内原忠雄的研究

矢内原的眼神 《帝國主義之下的台灣》(岩波書店, 1929)

清代的台灣研究，基層社會研究等

(5)史料的公開

國會圖書館的憲政資料館

5. 斷交前後的台灣研究

●中國史研究也才發現台灣，把台灣放再中國研究]的對象

竹内好<もっと台灣を - 中国を知るために - >(《中國》63號, 1969年2月)

新島淳良/野村浩一編《現代中國入門》(勁草書房、1965年)

小林道男, 新島淳良

戴國輝/新島淳良<作爲個思想方法的台灣>(《新日本文學》26-11,1971年11月)

新島: 雖然從來不談台灣就是進步的惡習，但是以後進步的知識人應該討論台灣。

戴: わたしはこの四、五年自分のテーマとして、日本人の台湾認識と日本人の台湾研究を考えてきたんですが…、なぜそういうことを考えるようになったかという、本来われわれの側から“日本による台湾統治”を整理しなくてはいけないのですが、われわれの先輩がそれをやってこなかったからなんです。ところが、日本人の方もこうしたことをあまりやっていない。両方から正しく位置づけあって、つき合わせるとかなり生産的なものがでてくるのではないかと思うのですが…。日本のアジア研究の関連学会はどれも総括や、過去の研究遺産(マイナスのプラスの双方がありうる)を整理位置づける共通の執念みたいなものがないようですね。…日本人の先学が中国や台湾をどう見ていたか、あるいはどう考え研究史どのように行動したかということの総括を、学界全体のレベルでシンポジウムなりを開いて、やってもいいのではないかと思うんです。

新島: 日本の保守側はかなり早くから、五十年代の初期から台湾問題を自分の問題として考えてきている。左の方とか、一般の中国研究者というのは考えたこともない。つまり自分の問題として考えていないのですね。

戴國輝<台灣>(《アジア研究》100號,1969年6月),

また向山が氏自身がいわれる(筆者が代わりに敷衍すれば以下のごとくなる)台湾人がうけた日本の半世紀にわたる支配の影響が大きく、これが現在の台湾における政治的緊張の理由の一つとなっている。この事実をどう氏が社会学者として受け止めるかをうかがいたい。尾崎秀樹氏のように、それを日本人の席に問題として、また日本人の反省の課題として、何はさておいて自己の問題として受け止めない限り、矢内原氏の『帝國主義下の台湾』を乗り越える台湾研究は今後日本人の研究者からは現れようがないというのは過言であろうか。

幼方直吉<台灣研究 問題提起>(《アジア経済》11(6)、65-75頁、1970年6月)

尾崎秀樹 民族学研究者たちの戦前、戦後のすぐれた業績があるにもかかわらず、そういう人たちが戦後ほとんど口を閉ざしてしまっている…戦前の研究が戦後においてなぜ持続されな

かったか、持続されなかったどころか、戦後の研究が、かつての研究のマイナス面の拡大再生産みたいな形で一部に復活しつつあるわけで、これは台湾経済に関するの評価などの問題でみられるのですが、そういうことについて、さらに深く掘り込んだ批判が望ましい。

池田敏雄 戦後の日本人の台湾研究が断絶したり、低調だったというのはいろいろ理由がありますが、それは戦前の優越的な台湾観をめぐいきれないからです。社会的責任問題をさけてとおったのでは、新しい台湾研究は成り立ちえないでしょう。2.28 事件の評価を例にとっても、…(中略)要するに国民政府と台湾総督府を比較した場合に、日本時代のほうがよかった、それをきらってあの暴動を起こしたのだと、見方がかなり一般的におこなわれている。戦後二年目に起きたあの暴動を日本人にとって都合のいいように受けとったことが、無意識のうちに植民地支配の責任をあいまいなものにしてしまった面が少なくなかったとの思いのです。

●1970 年代的”年経”一代的學者之台灣研究出現

森田明「台湾における一水利組織の歴史的考察—彰化県「八堡〔シン〕」について」 (『福岡大学人文論叢』4(3)、807-850 頁、1972 年 12 月)
若林正文「中国国民革命と台湾青年(上)」(『アジア経済旬報』(915)、13-21 頁、1973 年 10 月) 「中国国民革命と台湾青年(下)」(『アジア経済旬報』(916)、6-11 頁、1973 年 11 月)
波形昭一「台湾銀行の設立と幣制改革」(『独協大学経済学研究』(14)、35-64 頁、1974 年 6 月)
檜山幸夫「台湾初期統治の歴史的問題について—台北保良局設置条件の分析とその日本植民地統治上における意義」(『史叢』(19)、64-76 頁、1976 年 3 月)
栗原純「台湾事件(一八七—一八七四年): 琉球政策の転機としての台湾出兵」 (『史學雑誌』87(9)、1328-1353 頁、1978 年 9 月)
石田浩「台湾漢人村落における地縁・血縁構造—台南県左鎮郷左鎮村の漢同族の調査事例より」(『農林業問題研究』15(3)、113-120 頁、1979 年 9 月)

後言 戦後日本的台湾研究的展開  
脱帝國化 / 脱殖民地化